

伊予市地域包括支援センターだより

いきいき通信

NO.16

振り込め詐欺にご注意を！

依然、多くの被害が出ている「振り込め詐欺」ですが、最近「定額給付金」を装った振り込め詐欺の事例が全国で発生しています。

伊予市でも支給手続きが行われています。十分に注意してください。

○市や国などがATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預払機(ATM)の操作を指示することはありません。

○市や国などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることはありません。

○ATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預払機(ATM)を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

○市や国などが、電話で市民の皆さんの銀行口座番号や世帯構成などの個人情報をお知らせすることはありません。

このほかにも、身内になりすまして現金を振り込ませる「オレオレ詐欺」「保険料などの還付を装った「還付金詐欺」、使ってもいないサービスの費用を請求する「架空請求」などさまざまな手口があります。

被害に遭わないためには、慌てないことが一番です。まず家族に相談するなど、再確認を行うようにしましょう。少しでも変だなと感じたら市役所、警察、地域包括支援センターへご相談ください。

また、伊予市地域包括支援センターでは、希望する方に、愛媛県警作成の振り込め詐欺被害防止啓発DVDの貸し出しを行っています。地域での学習会などで活用してください。



要介護状態になる前に

伊予市では、介護予防事業の一つとして、要介護状態になる恐れがあると認められた方へ、介護予防プログラムを提供しています。(伊予市通所型介護予防事業)

この事業を通じ、対象の方が、要介護状態等になることを予防するとともに、一人ひとりが生きがいを持って活動的な生活や人生を送ることができるよう支援します。



こんな事業があります

伊予市通所型介護予防事業では、次のような介護予防プログラムを受けることができます。

- ①運動器の機能向上プログラム(体を動かす機能が衰えている方へ)
- ②栄養改善プログラム(栄養の恐れのある方へ)
- ③口腔機能の向上プログラム(お口の機能が衰えている方へ)
- ④その他、閉じこもり、認知症、うつ予防・支援

事業のながれ

伊予市通所型介護予防事業のサービスを受けるには、基本チェックリスト及び生活機能検査を受ける必要があります。その結果を基に介護予防事業の必要性がある方を決定します。

そして、十分に話し合いを行い、介護予防プランを作成し、そのプランに沿ったプログラムを受けていただきます。3か月後、それぞれの方の評価を行い、プログラムの終了か継続を判定します。

自己負担額 1回につき、1,000円〜1,500円程度必要です。

※食事、入浴等の料金を含みません。 ※事業所によって異なります。

詳細は、伊予市地域包括支援センターへお問い合わせください。



伊予市地域包括支援センター

(伊予市役所1階長寿介護課内)

☎982-1111(内線544555)